

改正 平成26年10月10日 原規総発第1410106号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成26年10月10日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は平成26年10月14日から施行する。

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 案	現 行
<p>(定 義)</p> <p>第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) この要領において「部等」とは、原子力規制委員会組織令（平成24年政令第230号）に規定する長官官房（技術基盤グループ及び放射線防護グループを除く。）、原子力規制部及び原子力安全人材育成センター並びに原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号）に規定する長官官房技術基盤グループ及び長官官房放射線防護グループをいう。</p> <p>(2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長及び原子力安全人材育成センター所長並びに技術総括審議官及び核物質・放射線総括審議官をいう。</p> <p>(3) この要領において「総括課」とは、長官官房の課（技術基盤グループ及び放射線防護グループに置かれる課等を除く総務課、人事課及び参事官付をいう。）、原子力規制部原子力規制企画課及び原子力安全人材育成センター人材育成・研修企画課並びに長官官房技術基盤グループ技術基盤課及び長官官房放射線防護グループ原子力災害対策・核物質防護課をいう。</p> <p>(4) この要領において「課等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）に定める課（原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。）及び課に準ずるものとして総括文書管理者が定めるもの並びに原子力規制庁組織細則</p>	<p>(定 義)</p> <p>第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) この要領において「部等」とは、原子力規制委員会組織令（平成24年政令第230号）に規定する長官官房（技術基盤グループを除く。）、原子力規制部、<u>放射線防護対策部</u>及び原子力安全人材育成センター並びに原子力規制庁組織細則（原規総発 120919002号）に規定する長官官房技術基盤グループをいう。</p> <p>(2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長、<u>放射線防護対策部長</u>及び原子力安全人材育成センター所長並びに技術総括審議官をいう。</p> <p>(3) この要領において「総括課」とは、長官官房の課（技術基盤グループを除く総務課、<u>国際課</u>及び参事官付をいう。）、原子力規制部原子力規制企画課、<u>放射線防護対策部原子力防災政策課</u>、原子力安全人材育成センター人材育成・研修企画課及び長官官房技術基盤グループ技術基盤課をいう。</p> <p>(4) この要領において「課等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）に定める課（原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。）及び課に準ずるものとして総括文書管理者が定めるもの並びに原子力規制庁組織細則</p>

第3条に定める参事官付、安全技術管理官付及び安全規制管理官付をいう。

(文書の接受)

第4条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 電報、ファクシミリ又は電子メールにより委員会の職員が直接受領するとき。

(決裁文書等の取扱)

第20条 委員会又は委員長の決裁を受ける決裁文書は、必ず長官を經由しなければならない。ただし、委員長又は委員の発議事項についてはこの限りではない。

2 長官の決裁を受ける決裁文書は、次長の決裁を受けなければならない。

3 次長の決裁を受ける決裁文書は、総務課長（長官官房人事課又は長官官房参事官（会計担当）の所掌に係るものについては、それぞれ長官官房人事課長又は長官官房参事官（会計担当）とする。）の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける文書のうちで緊急事態対策監、技術総括審議官、核物質・放射線総括審議官、審議官又は原子力安全技術総括官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を經由した後、必ず当該事務を担当する緊急事態対策監、技術総括審議官、核物質・放射線総括審議官、審議官又は原子力安全技術総括官を經由しなければならない。

4 長官の決裁を受ける決裁文書のうち、総務課マネジメント推進室の

第3条に定める参事官付、安全技術管理官付、安全規制管理官付及び原子力防災業務管理官付をいう。

(文書の接受)

第4条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 電報、ファクリミリ又は電子メールにより委員会の職員が直接受領するとき。

(決裁文書等の取扱)

第20条 委員会又は委員長の決裁を受ける決裁文書は、必ず長官を經由しなければならない。ただし、委員長又は委員の発議事項についてはこの限りではない。

2 長官の決裁を受ける決裁文書は、次長の決裁を受けなければならない。

3 次長の決裁を受ける決裁文書は、総務課長（長官官房国際課、長官官房参事官（人事担当）又は長官官房参事官（会計担当）の所掌に係るものについては、それぞれ長官官房国際課長、長官官房参事官（人事担当）又は長官官房参事官（会計担当）とする。）の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける文書のうちで緊急事態対策監、技術総括審議官、審議官又は原子力安全技術総括官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を經由した後、必ず当該事務を担当する緊急事態対策監、技術総括審議官、審議官又は原子力安全技術総括官を經由しなければならない。

4 長官の決裁を受ける決裁文書のうち、マネジメント推進室の所掌に係

所掌に係る決裁文書については、総務課マネジメント推進室長の決裁を受けた後、長官の決裁を受けることができる。

別表第1

原子力規制委員会	長官官房総務課 (削る) <u>長官官房人事課</u> 長官官房参事官(会計担当)付 技術基盤グループ <u>放射線防護グループ</u> 原子力規制部 (削る) 原子力安全人材育成センター	原規総 (削る) 原規人 原規会 原規技 <u>原規放</u> 原規規 (削る) 原規セ
----------	--	--

別表第2 (共通事項)

(1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1~23	(略)	(略)	(略)
24	便宜供与に関する事。	主管課等の長	<u>国際室長</u>
25~27	(略)	(略)	(略)

る決裁文書については、マネジメント推進室長の決裁を受けた後、長官の決裁を受けることができる。

別表第1

原子力規制委員会	長官官房総務課 <u>長官官房国際課</u> <u>長官官房参事官(人事担当)付</u> 長官官房参事官(会計担当)付 技術基盤グループ (新設) 原子力規制部 <u>放射線防護対策部</u> 原子力安全人材育成センター	原規総 <u>原規国</u> 原規人 原規会 原規技 (新設) 原規規 <u>原規放</u> 原規セ
----------	--	--

別表第2 (共通事項)

(1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1~23	(略)	(略)	(略)
24	便宜供与に関する事。	主管課等の長	<u>国際課長</u>
25~27	(略)	(略)	(略)

28	研修計画及びその実施に関する こと。	原子力安 全人材育 成センタ ー所長	人事課長
29	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

別表第3 (原子力規制法令)

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1~4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	原子力災 害対策・ 核物質防 護課	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要

28	研修計画及びその実施に関する こと。	原子力安 全人材育 成センタ ー所長	参事官(人事 担当)
29	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

別表第3 (原子力規制法令)

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1~4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	原子力防 災政策課	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要

6	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事。	主管課等の長		否
7	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
8~24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱いを行う者に対する資格認定に関する事。	長官		要
26	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第7条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	長官		要

6	原子力防災政策課	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事。	主管課等の長		否
7	原子力防災政策課	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
8~24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
25	原子力防災政策課	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱いを行う者に対する資格認定に関する事。	長官		要
26	原子力防災政策課	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第7条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	長官		要

27	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	主管課等の長		否		27	原子力防災政策課	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事	主管課等の長		否	
28	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否		28	原子力防災政策課	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否	
29～49	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		29～49	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
50	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	長官		要		50	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	長官		要	
51	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防	主管課等の長		否		51	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防	主管課等の長		否	

		護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事			
52	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
53～77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
78	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事	長官		要
79	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第5項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係	主管課等の長		否

		護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事			
52	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
53～77	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
78	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事	長官		要
79	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第5項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係	主管課等の長		否

		るものを除く。) に関する事								
80	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否	80	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長	否
81～100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	81～100	(略)	(略)	(略)	(略)
101	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。) に関する事	長官		要	101	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。) に関する事	長官	要
102	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るも	主管課等の長		否	102	原子力防災政策課	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るも	主管課等の長	否

		のを除く。)に関すること。			
103	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
102 ～ 122	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
123	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要
124	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における	主管課等の長		否

		のを除く。)に関すること。			
103	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
102 ～ 122	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
123	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要
124	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における	主管課等の長		否

		初回の検査に係るものを除く。)に関すること。			
125	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
126 ～ 141	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
142	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要
143	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合にお	主管課等の長		否

		初回の検査に係るものを除く。)に関すること。			
125	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
126 ～ 141	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
142	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要
143	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合にお	主管課等の長		否

		る初回の検査に係るものを除く)に関すること。			
144	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
145 ～ 157	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
158	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要
159	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く)に関する	主管課等の長		否

		る初回の検査に係るものを除く)に関すること。			
144	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
145 ～ 157	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
158	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	長官		要
159	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査(検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く)に関する	主管課等の長		否

		ること。			
160	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
161 ～ 170	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
172	<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定による特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認に関すること。	主管課等の長		否
173 ～ 190	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
191	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項までの規定による報告徴収(第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	<u>人事課長</u>	否
192 ・193	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		ること。			
160	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
161 ～ 170	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
172	<u>原子力防災政策課</u>	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定による特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認に関すること。	主管課等の長		否
173 ～ 190	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
191	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項までの規定による報告徴収(第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	<u>参事官</u> <u>(人事担当)</u>	否
192 ・193	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

194	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査(第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	人事課長	否
195 ～ 203	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
204	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	長官		要
205	原子力災害対策・核物質防護課	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものに限る。)	主管部等の長		否
204 ～ 211	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

194	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査(第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。)に関すること。	長官	参事官 (人事担当)	否
195 ～ 203	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
204	原子力防災政策課	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	長官		要
205	原子力防災政策課	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものに限る。)	主管部等の長		否
204 ～ 211	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

212	原子力災害対策・核物質防護課	製錬規則第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
213 ～ 223	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
224	原子力災害対策・核物質防護課	加工規則第9条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
225 ～ 250	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
251	原子力災害対策・核物質防護課	実用炉則第99条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
252 ～ 270	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
271	原子力災害対策・核物質防護課	試験炉規則第16条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否

212	原子力防災政策課	製錬規則第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
213 ～ 223	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
224	原子力防災政策課	加工規則第9条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
225 ～ 250	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
251	原子力防災政策課	実用炉則第99条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
252 ～ 270	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
271	原子力防災政策課	試験炉規則第16条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否

272 ～ 289	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
290	原子力災害対策・核物質防護課	研開炉則第94条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
291 ～ 301	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
302	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第6条の規定による筆記試験又は口答試験合格者名の公告及び筆記試験合格証の送付に関すること。	副所長		否
303 ～ 317	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
318	原子力災害対策・核物質防護課	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
319 ～ 336	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

272 ～ 289	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
290	原子力防災政策課	研開炉則第94条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
291 ～ 301	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
302	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第6条の規定による筆記試験合格者名の公告及び合格証の送付に関すること。	副所長		否
303 ～ 317	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
318	原子力防災政策課	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
319 ～ 336	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

337	原子力災害対策・核物質防護課	再処理規則第19条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
338 ～ 354	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
353	原子力災害対策・核物質防護課	第一種埋設規則第70条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
354 ～ 358	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
359	原子力災害対策・核物質防護課	第二種埋設規則第22条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
360 ～ 369	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
370	原子力災害対策・核物質防護課	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否

337	原子力防災政策課	再処理規則第19条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
338 ～ 354	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
353	原子力防災政策課	第一種埋設規則第70条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
354 ～ 358	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
359	原子力防災政策課	第二種埋設規則第22条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
360 ～ 369	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
370	原子力防災政策課	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否

371 ～ 381	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
382	原子力災害対策・核物質防護課	使用規則第3条の6第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
381 ～ 445	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
446	原子力災害対策・核物質防護課	東京電力福島第一原子炉施設規則第41条の規定による特定核燃料物質の防護のための措置に係る検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	主管課等の長		否
447	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	原子力災害対策・	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下この	主管課等の長	—	否

371 ～ 381	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
382	原子力防災政策課	使用規則第3条の6第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
381 ～ 445	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
446	原子力防災政策課	東京電力福島第一原子炉施設規則第41条の規定による特定核燃料物質の防護のための措置に係る検査(検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	主管課等の長		否
447	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	原子力防災政策課	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下この	主管課等の長	—	否

		関すること。			
7	原子力災害対策・核物質防護課	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）第9条第2項の放射線測定設備検査済証の交付に関すること。	主管課等の長		否

別表5（その他の法令）

（3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	安全規制管理官付	第27条第2項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	主管課等の長	—	否

（5）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）関係

		関すること。			
7	原子力防災政策課	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）第9条第2項の放射線測定設備検査済証の交付に関すること。	主管課等の長		否

別表5（その他の法令）

（3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	安全規制管理官付	第27条第3項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	主管課等の長	—	否

（5）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1	安全規制 管理官付	第23条第2項の規定による都 道府県知事に対する通知に関す ること。	主管課等 の長		否

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1	安全規制 管理官付	第23条第4項の規定による都 道府県知事に対する通知に関す ること。	主管課等 の長		否